

世田谷区立高齢者福祉施設の指定管理者の選定について

(付議の要旨)

平成 2 9 年 4 月からの世田谷区立高齢者福祉施設の指定管理者の候補者について、下記のとおり選定する。

1. 主旨

世田谷区立高齢者福祉施設の指定管理期間が平成 2 9 年 3 月で終了することから、この間の指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区立特別養護老人ホーム等条例に基づき、平成 2 9 年 4 月からの指定管理者の候補者を選定する。

2. 指定管理者制度を適用する施設

	施設名等	実施事業	指定管理者の候補者名
1	世田谷区立特別養護老人ホーム 芦花ホーム 世田谷区粕谷二丁目 23 番 1 号	介護老人 福祉施設 短期入所 生活介護	社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団 世田谷区世田谷一丁目 23 番 2 号
2	世田谷区立特別養護老人ホーム 上北沢ホーム 世田谷区上北沢一丁目 28 番 17 号		

現在の指定管理期間 5 年間 (平成 2 4 年 4 月 1 日～平成 2 9 年 3 月 3 1 日)

3. 指定管理者制度適用の理由及び効果

在宅生活が困難な要介護高齢者の自立生活を支援するため、利用者個々の身体状況やニーズを把握し、看取り介護の取り組みや民間施設では対応が困難なニーズに応える等、先駆的専門的な機能を果たし、区内特養の質の向上に寄与している。2 施設とも、上記の指定管理者制度の効果を活かした運営を行っていることから、引き続き指定管理者制度を適用する。

4. 指定期間

4 年間 (平成 2 9 年 4 月 1 日～平成 3 3 年 3 月 3 1 日) とする。

平成 3 0 年度から順次、区立特別養護老人ホームの改修工事が予定されており、工事終了後を目途に、区立特別養護老人ホームのあり方を見直すため。

5. 指定管理者候補者の選定方法について

(1) 世田谷区立特別養護老人ホーム等条例第 1 2 条第 1 項に定める「特別の事情」により、公募によらず適格性の審査にて指定管理者の候補者を選定することの可否について、選定委員会の審議を受けた上で決定する。

(2) 「特別の事情」について

「指定管理者制度運用に係る指針」第 5 の 3 「特別の事情 (1) 指定管理者の変更により利用者に混乱が生じると想定される場合」及び「特別の事情 (4) 現行の指定管理者の管理運営実績から、引き続き管理を行うことで施設に係る安定したサービス提供と事業効果が相当程度期待できる場合」に該当する。

【理由】

・特別の事情（１）

特別養護老人ホームは、個々の利用者の状況にきめ細かに目を配りながら、的確な介護サービスを安定的かつ継続的に提供することが重要である。また、平成30年度に芦花ホーム、平成31年度に上北沢ホームの大規模改修を予定している。円滑に工事を実施するには、利用者の状態を把握し信頼関係が構築されていることが不可欠である。指定管理者を変更した場合、利用者に混乱が生じる恐れがある。

・特別の事情（４）

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団は、芦花ホーム及び、上北沢ホームにおいて医療的ケアが必要な高齢者、近年増加している高齢者虐待等の緊急対応の受け入れや、終末期の支援として看取り介護に取り組んでいる。また、口腔機能維持向上の為、嚥下内視鏡検査や新たにミールラウンドを実施するなど、質の高い先駆的なサービスを提供し、実習生等の受け入れなど福祉人材の育成にも努めている。

さらに、芦花ホームでは、地域に開かれた認知症カフェの開催、上北沢ホームではボランティアによる定期的な多世代交流を行う等、区立施設としての使命に込めている。

以上の理由から、引き続き当該法人による管理運営を行うことにより、安定的かつ効率的で質の高い運営が期待できる。

6. 審査体制

（１）選定委員会の設置

指定管理者の候補者の選定に係る審査を行うため、世田谷区立特別養護老人ホーム等指定管理者選定委員会設置要綱に基づき、選定委員会を設置する。

（２）選定委員会の所掌

選定基準等に基づき、指定管理者の候補者の選定に係る審査を行い、その経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。

（３）選定委員会の構成

外部委員（学識経験者等を含む）5名と、区職員2名とする。

7. 選定基準

世田谷区立特別養護老人ホーム等条例第12条第3項に定める基準に基づき、選定委員会において申請者から提出される事業計画書等の審査及び申請者のヒアリングを実施し、総合的な評価を行い、指定管理者の候補者を選定する。

高齢福祉サービスに係る事業を十分に行う能力及び実績を有していること。

施設の効用を最大限に発揮させることができること。

施設の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

8. 今後のスケジュール

平成28年3月	選定委員会（選定方法）
4月	福祉保健常任委員会報告（選定方法）
6月～7月	選定期間（適格性審査）
8月	政策会議（選定結果）
9月	福祉保健常任委員会報告（選定結果）
	第3回区議会定例会（指定管理者、指定期間等の提案）
平成29年4月1日	次期指定管理者による管理の開始